

令和 8 年度

学校教育課程説明・資料



## 目 次

P.	1	横浜市教育ビジョン 2030
P.	2	グランドデザイン 学校教育目標等
P.	3	笹下中学校の教育活動
P.	4~6	学習と評価
	別紙配信 (4/14 予定)	年間行事予定
	別紙※	学年別各教科年間指導計画
	別紙※	各教科の評価の観点・評価方法等
	別紙※	個別支援学級取組について

※ 別紙については HP にリンクがあります

横浜市立笹下中学校

令和 8 年 4 月 1 1 日

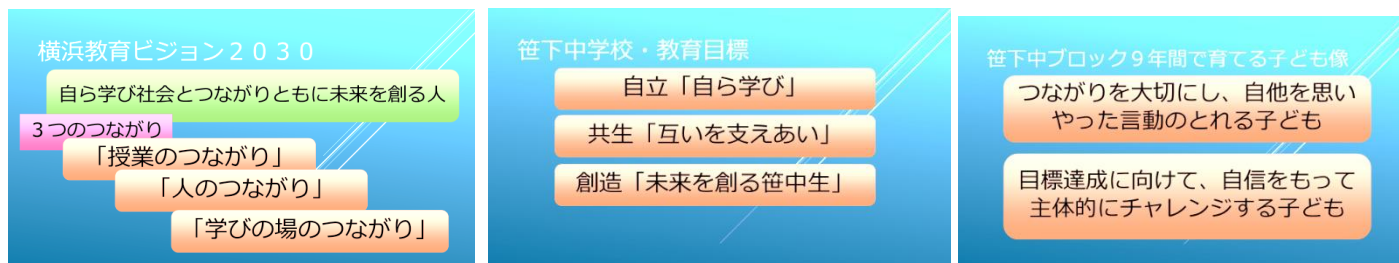
## 【横浜教育ビジョン2030の基本的な考え方】

### 自ら学び社会とつながりともに未来を創る人

「3つのつながり」…『授業のつながり』『人のつながり』『学びの場のつながり』

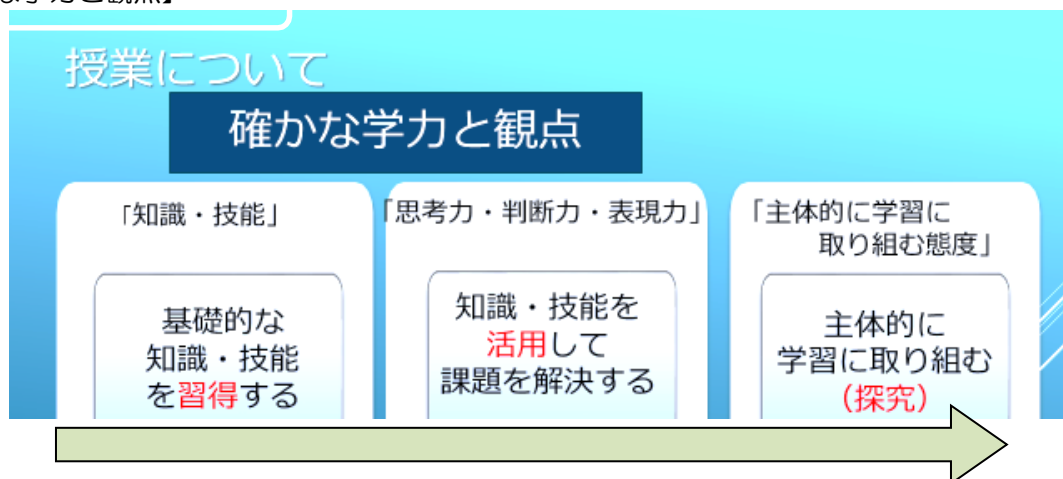
「生きる力」＝知・徳・体・公・開の力を育みます

「笹下中学校ブロック9年間で育てる子ども像」…『つながり』と『チャレンジ』



知	・・・生きてはたらく知
徳	・・・豊かな心
体	・・・健やかな体
公	・・・公共心と社会参画
開	・・・未来を拓く志

#### 【確かな学力と観点】

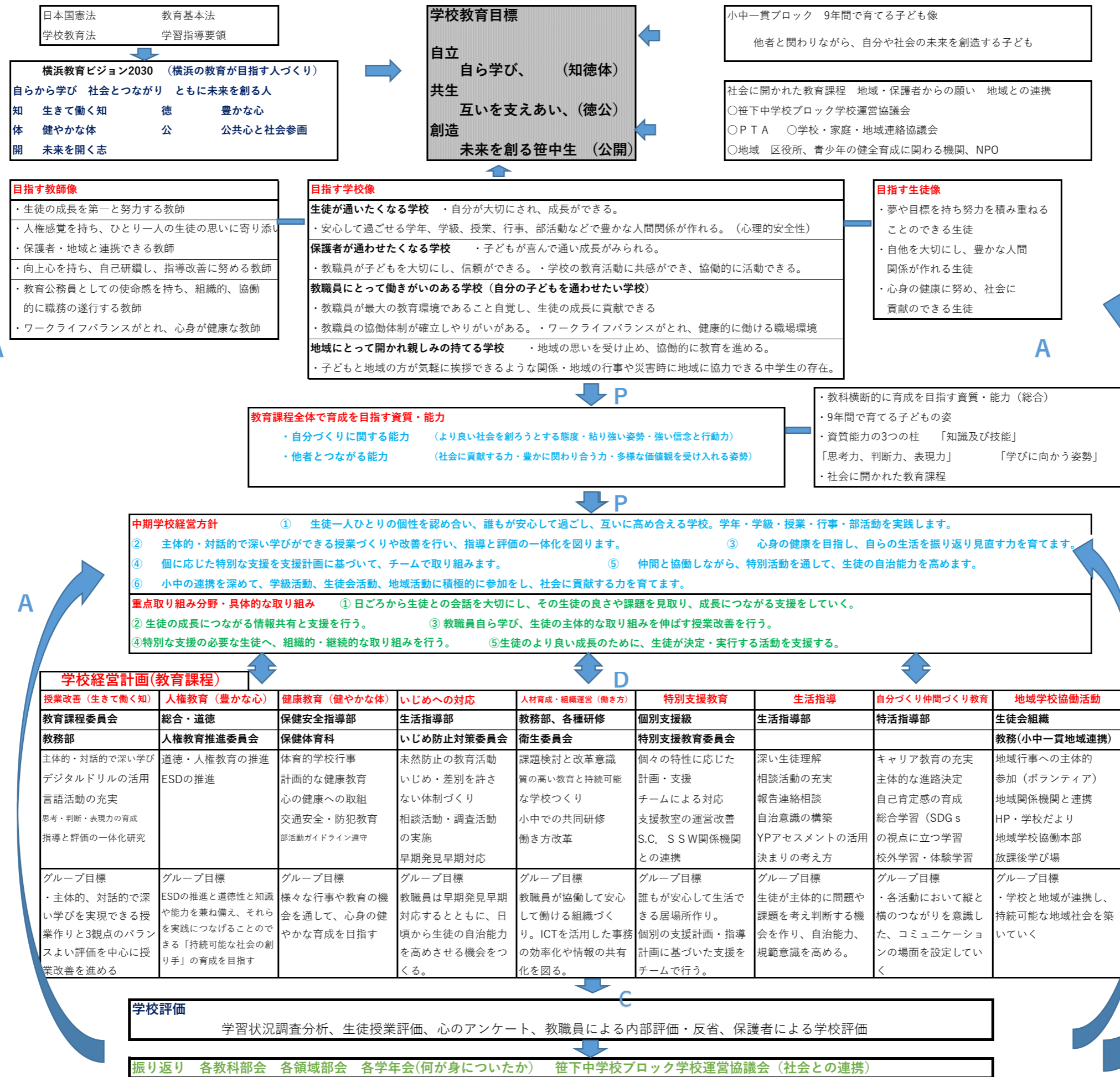


#### 【言語活動の充実】

各教科等においては、国語科で培った能力を基本に、それぞれの教科等の目標を実現する手立てとして、知的活動（論理や思考）やコミュニケーション、感性・情緒の基盤といった言語の役割を踏まえて、言語活動を充実させる必要があります。

#### 【じっくり考え 高め合い 次につなげる確かな学び の実現に向けて】

「主体的・対話的で深い学び」の視点から学習を進めます。生徒一人ひとりが自分をより良く高められるよう、学校はサポートしていきます。



## 【笹下中学校での教育活動】

新学習指導要領（横浜版学習指導要領）により、カリキュラム編成されています。

### 1 授業時数（一週間）

1年	国	社	数	理	音	美	体	技	英	道徳	特活	総合A	総合B	合計
	4	3	4	3	1.3	1.3	3	2	4	1	1	1	0.4	29
2年	国	社	数	理	音	美	体	技	英	道徳	特活	総合A	総合B	計
	4	3	3	4	1	1	3	2	4	1	1	1	1	29
3年	国	社	数	理	音	美	体	技	英	道徳	特活	総合A	総合B	計
	3	4	4	4	1	1	3	1	4	1	1	1	1	29

### 2 日課表

☆ 第1学年では、「1.3や0.4」という「音楽・美術・総合」の時数を調整するために、年間2種類の内容で運用します。今年度は、1学期を総合で、残りを隔週音楽・美術で運用します。

☆ 第2・3学年では、通年、月曜の6校時目は総合を行います。

<1年>

／	月	火	水	木	金
1				道	
2					
3					
4					
5					
6	月6	学			総

<2・3年>

／	月	火	水	木	金
1				道	
2					
3					
4					
5					
6	総	学			総

### 3 本校の教育活動の特徴

(1) 質の高い学びの習得を重視した授業展開(主体的・対話的で深い学びのある授業)

- ① 少人数授業 数学
- ② ティーム・ティーチングによる授業 英語
- ③ 選択制授業の実施：第3学年 保健体育科
- ④ デジタルドリルの活用とクロームブックの持ち帰り
- ⑤ 言語活動の充実

(2) 持続可能な学校づくり(ESD)

- ① 特別支援教育の充実  
(校内ハートフルルーム、特別支援教室、放課後スタディルーム)
- ② 自分づくりを基にしたキャリア教育の充実
- ③ より良い学校にするために生徒自身が自分事として考える学校生活の充実
- ④ 部活動指導員の活用による持続可能な部活動の充実

#### 年間授業時数

教科	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保体	技家	英語	道徳	特活	総合A	総合B	総時数
1年	140	105	140	105	45	45	105	70	140	35	35	35	15	1015(29)
2年	140	105	105	140	35	35	105	70	140	35	35	35	35	1015(29)
3年	105	140	140	140	35	35	105	35	140	35	35	35	35	1015(29)

## 【学習と評価について】

### 1 教科の学習と学力

中学校の教科学習は、「国語」「社会」「数学」「理科」「音楽」「美術」「保健体育」「技術・家庭」「英語」の9教科で行われます。

以前は「知識の量」を「学力」ととらえられていましたが、現在の教育課程ではペーパーテスト等で測定する知識・技能による学力を資質として、学習している過程における「思考力・判断力・表現力等」や「主体的に学び続ける態度」などを「学力」と考えています。そのため、定期テストだけでなく、日常の授業などの学習活動やその振り返りがとても大切になります。

### 2 学習方法とその形態

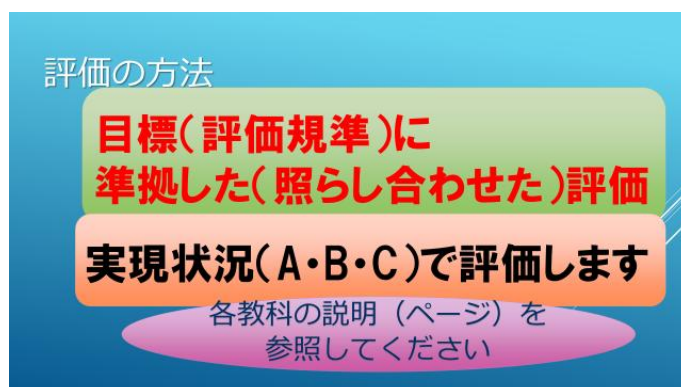
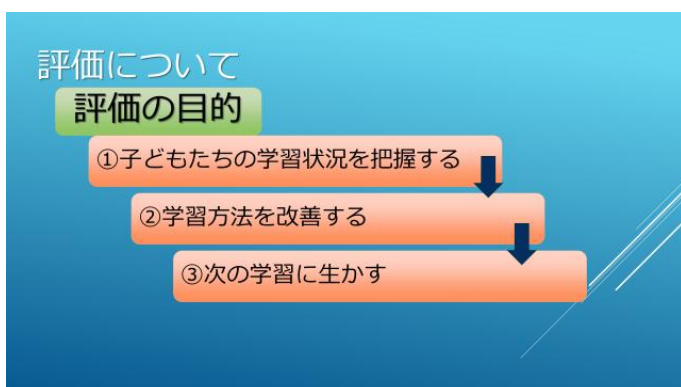
学習方法としては、従来の一斉学習的な学習から、子どもが興味・関心をもって主体的に調べるいわゆる調べ学習や、その成果を発表しあうことを通して対話的に学習し、学び合いにより学習を深めていく場面が多くなります。

また、授業における学習形態も工夫・改善されています。例えば、数学では、1学級を2グループに分けて行う、「少人数制授業」を行っています。英語や保体では、教員二人がペアになって授業を行う、「ティーム・ティーチング（TT）」と呼ばれている学習形態を実施しています。さらにデジタルドリルを使用することで生徒一人ひとりの状況にあった知識・技能の習得を目指します。



### 3 評価について

- 評価は、「生徒の学習の状況を判断し、それを改善し、次の学習に生かすため」に行われるものです。
- 定期テスト等の結果だけでなく、授業の中で常に課題の実現状況を把握して、生徒にフィードバックします。
- 「目標に準拠した評価」は、学習目標や内容がどのように身についたのかを示す評価です。「何が理解できていて、何が不十分なのか」という、生徒一人ひとりの学習の課題等を明確にすることが重要と考えています。
- 「目標に準拠した評価」を行うために各教科で「評価規準」を設定します。
- 「評価規準」に照らし合わせて、目標の実現状況を各観点ごとに評価します。
- 「観点別学習状況の評価」を総括し、前期・後期の2回(3年生は12月も含め3回)、5段階の評定を導き出します。



#### 4 評価規準について

○学習目標を、より具体的に示したものが「評価規準」です。

○「評価規準」は、文部科学省の示した学習指導要領、横浜版学習指導要領、横浜市評価の手引きを参考にし、本校の学校教育目標、教科の目標をもとに作成します。また、各教科の目標・単元や領域・題材等のねらいを最も具体化した下位目標ですので、各教科の目標を分析し、学校や生徒の実態を踏まえた上で設定します。

○「評価規準」は、単元を通してどのような内容を生徒が実現（達成）したり、身につけるべきかを、観点ごとに設定します。

評価の方法

**見える学力**  
知識・理解・技能

**見えにくい学力**  
思考・判断・表現  
主体的に学習に  
取り組む態度

客観テストのみでは判定することは困難…そこで

**テスト以外の資料も大切です**  
**努力することで能力が高まります**

- ・ノート
- ・ワークシート
- ・実験レポート
- ・観察記録
- ・学習カード
- ・作品
- ・発表
- ・スピーチ
- ・実技
- ・グループ活動

評価例 1  
思考・判断・表現「警察による交通ルールの取り締まりはなぜ必要か。」

**おおむね満足・Bの例**  
交通ルールの取り締まりがないと、交通事故が多発して道路が渋滞し、結局は自分も被害にあうことがわかった。

**十分満足・Aの例**  
事故や渋滞によって配達などが遅れると自分も困るしお店や業者も困る。交通事故がないことは結局みんなの利益や幸せにつながるということがわかった。

評価例 2  
主体的に学習に取り組む態度 「茶と私たちの生活について調べよう。」  
授業を終えて分かったことや考え、疑問を記述した場合

**おおむね満足・Bの例**  
茶と私たちの生活についていろいろと分かって楽しかった。茶が私たちの生活にいろいろ関わっていることを知ることができた。

**十分満足・Aの例**  
私たちは外国文化を取り入れつつ、和風のものを残してきた。時代によって異なると思うが、和風のままだとしたものとしなかったもの間にはどのような違いがあるのだろうか。

改めて 評価とは

- ・ゴールではありません。
- ・学習に向かう姿勢を振り返り次の学習をより良くするためのものです。

子どもたちのより良き未来に向けて…

- ・より良いつながり（コミュニケーション）の中で
- ・夢に向かってチャレンジし、
- ・より良き社会創りに貢献できる人になってほしい。

かけがえのない一人ひとりの子どもを大切に、取り巻く大人たちみんながチームとなり、サポートしていきたいです。

#### 5 評価の実際

○本来は観点別に「A・B・C」の3段階で評価しますが、評定を導き出すために、次の5段階で評価します。

【観点別学習状況の評価】

- A° : 十分に満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの
- A : 十分に満足できると判断されるもの
- B : おおむね満足できると判断されるもの
- C° : 努力を要すると判断されるもの
- C : いっそう努力を要すると判断されるもの

## 6 評定について

○各学期末に観点別学習状況の評価を総括し、5段階で評定します。

○観点別学習状況の評価から評定を出す場合

「A° = 5    A = 4    B = 3    C° = 2    C = 1」として、それぞれの合計点を算出し、次の表に基づいて評定します。

組合せの代表例（合計値）	評定と規準
A° A° A° (15) A° A° A (14)	5 十分満足できると判断されるもののうち、特に程度の高いもの（15点～14点）
A° A° B (13) A A A (12) A° B B (11)	4 十分満足できると判断されるもの（13点～11点）
A B B (10) B B B (9) B B C° (8)	3 おおむね満足できると判断されるもの（10点～8点）
B C° C° (7) C° C° C° (6) C° C° C (5)	2 努力を要すると判断されるもの（7点～5点）
C° C C (4) C C C (3)	1 一層努力を要すると判断されるもの（4点～3点）

例

英語科の観点別学習状況の評価が「A°・A・B」と評価された場合、合計12ポイントになり、評定は「4」となります。

## 7 特別の教科 道徳の評価

道徳授業の評価は、授業中の題材や話し合い活動を通して、「この時間に新たに学んだこと、思ったこと、感じたこと、考えたこと、これからどう行動していくか、仲間との話し合いで考えを深めているか」など内面で起こったプロセスや自己肯定感をワークシートや自己活動の記録に記入します。授業中の取組姿勢や記録を多面的、多角的に見取り、個人内評価や自己評価を活用した文章表記となります。

## 8 総合的な学習の評価

総合的な学習の評価は、生きる力を育て、学び方やものの考え方を身につけ、自己の生き方について考えることなどを目的としていることから、主に生き方の基礎・基本に重点を置いた評価が中心となります。キャリア教育やSDGsの探究活動でのワークシートや自己活動の記録を記入したファイルを活用し、個人内評価や自己評価を活用した文章表記となります。

## 健康・安全面について

### 1 ご家庭でご協力いただきたいこと

毎朝の健康観察をお願いいたします。発熱やかぜ症状があるときや体調が悪いときは、登校を控えて、医療機関を受診してください。

生活リズム、食事、睡眠、排便などの基本的な生活習慣の確立をお願いいたします。

### 2 健康診断

6月までにいろいろな健康診断をおこないます。低視力や受診が必要なお子様には、「受診のおすすめ」の用紙を発行してご家庭にお知らせいたします。

### 3 欠席と早退の扱いについて

欠席連絡は、8時20分までに「すぐーる」に入力してお届けください。

新型コロナウイルス感染症・インフルエンザなど学校感染症の場合は、必ずお知らせください。流行を防ぐために出席停止の措置を取ります。

早退が事前にわかっている場合は、「すぐーる」に入力して届けてください。

登校後、体調不良などで早退する場合は、保護者の方に必ず連絡します。

高熱や一人で歩けないなど重い症状の場合は、保護者の方のお迎えをお願いいたします。一人で帰宅が可能な場合は、保護者にご連絡後、許可をいただいてから帰宅になります。帰着連絡をお願いいたします。

### 4 学校管理下での事故災害、病気の時の救急の流れ

けが等が発生し、医療を要すると判断した場合は、保護者の方に連絡いたします。

- ① 電話連絡をしますので、必ずつながる連絡先を複数お届けください。
- ② かかりつけ医が決まっている場合は、お知らせください。
- ③ 治療の際、保護者の方の同意が必要な場合がありますので、できるだけ病院にご同行ください。受診の際は保険証と受診料をお持ちください。

#### 保護者の方と連絡が取れない場合、来られない場合

- ① 受診先を学校に一任していただきます。発生状況、受診結果などはできるだけ早く、保護者の方と連絡をとります。
- ② 後日、医療機関へ保険証と医療費をお持ちください。また、学校で医療費を立て替えた場合は、その金額を学校にお届けください。

### 5 日本スポーツ振興センターについて

学校管理下の災害に対して、給付金の支給があります。原則「横浜市小児医療費助成制度」を使用しないでください。7か月間の給付金の合計が1万円以上の場合、横浜市安全振興会から別途見舞金（上限5万円）も支給されます。

申請する場合は、学校に書類を請求してください。①医療機関・薬局での記入してもらった用紙と②家庭で記入する申請書・委任状を合わせて学校に提出してください。

給付金が支給されるまで3～4ヶ月かかります。給付金は保護者の方へ手渡しでお渡ししていますので、受領にお越しくください。申請期間は事故発生から2年以内です。

小学生・中学生の保護者の皆様へ

子どもが学校でケガをした！そんな時は……学校でケガをした時の医療費の給付制度をご利用ください。

## 「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」

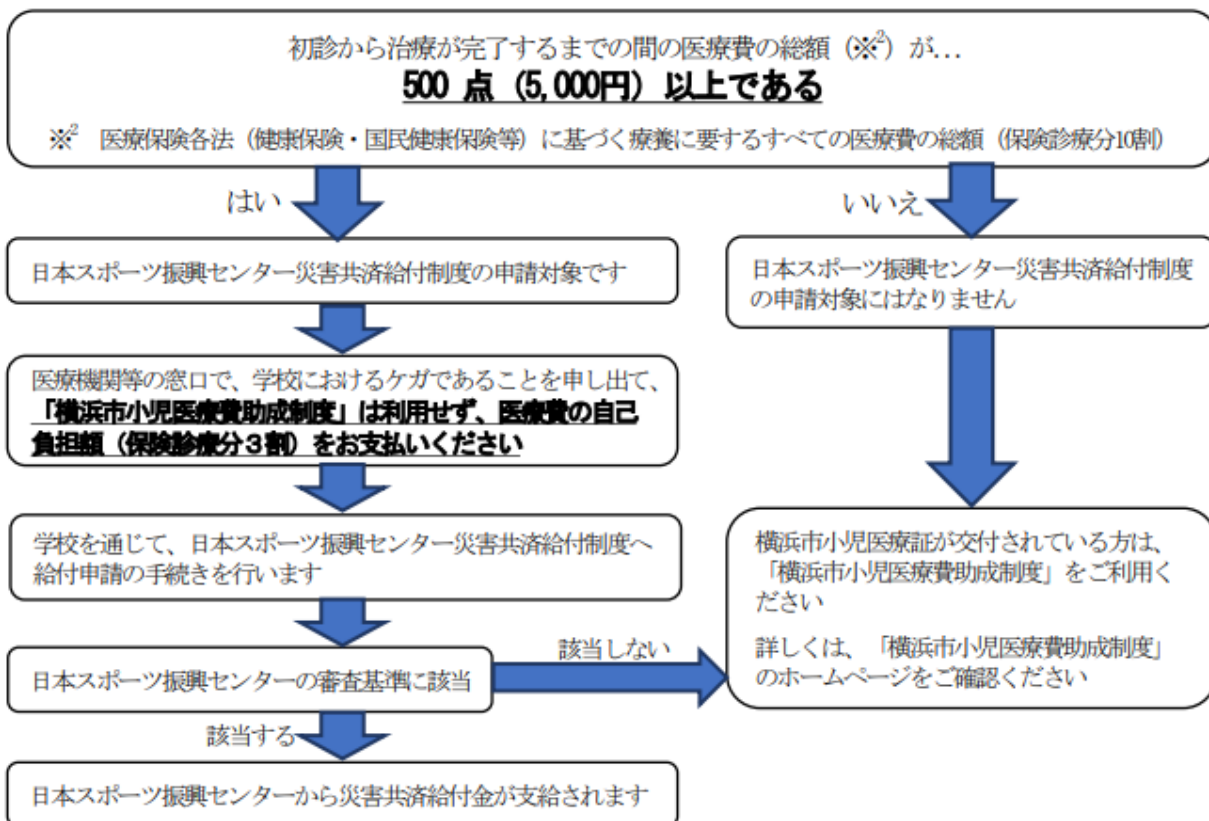
学校では、児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、十分な注意をしていますが、それでも学校内で思わぬケガをすることがあります。このような場合に、医療費や各種の見舞金を給付する制度が、独立行政法人日本スポーツ振興センターが法に基づき実施する公的な災害共済給付制度です。加入は任意ですが、横浜市では毎年、多くの方が加入して、医療費などの給付を受けています。

学校管理下のケガ・疾病等で医療機関等を受診した場合は、「横浜市小児医療費助成制度」は利用せず（※<sup>1</sup>）、この制度を利用して医療費の請求をしてください。

学校管理下とは

- ・始業前、休憩時間、昼休み
- ・授業中（各教科、遠足、修学旅行など）
- ・課外指導中（部活動など）
- ・通常の経路及び方法での通学中（登校中、下校中）

学校で児童生徒が負傷等をして、医療機関・調剤薬局等を利用した場合



初診から治療が完了するまでの間の医療費の総額（※<sup>2</sup>）が、**500点（5,000円）以上である**

※<sup>2</sup> 医療保険各法（健康保険・国民健康保険等）に基づく療養に要するすべての医療費の総額（保険診療分10割）

はい

いいえ

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象です

日本スポーツ振興センター災害共済給付制度の申請対象にはなりません

医療機関等の窓口で、学校におけるケガであることを申し出て、「横浜市小児医療費助成制度」は利用せず、医療費の自己負担額（保険診療分3割）をお支払いください

学校を通じて、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度へ給付申請の手続きを行います

横浜市小児医療証が交付されている方は、「横浜市小児医療費助成制度」をご利用ください

日本スポーツ振興センターの審査基準に該当

該当しない

詳しくは、「横浜市小児医療費助成制度」のホームページをご確認ください

該当する

日本スポーツ振興センターから災害共済給付金が支給されます

※<sup>1</sup> 「横浜市小児医療費助成制度」を利用した場合

災害共済給付制度の申請対象の負傷等により医療機関で受診し、すべての医療費の総額（保険診療分10割）が、500点（5,000円）以上の場合、保険診療1割分について、日本スポーツ振興センターに請求することが可能です。

この場合の手続きについては、別紙「公費負担医療制度を利用した際の記載について（依頼）」の通りに申請してください。

「独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度」へ申請するメリットは

- ①医療費の自己負担額（保険診療分3割）に1割加算され、4割給付されます。
- ②負傷等の初診から最長10年間申請できるため、高校に進学したり、市外に転出したり等で、横浜市小児医療費助成制度対象外になった場合でも、治療が継続していれば申請、給付が可能です。  
ただし、**受診した月から2年間請求を行わなかった場合は、時効により給付が受けられなくなります（受診した月ごとに時効が計算されます。）。**

【制度の詳細はこちら】

独立行政法人日本スポーツ振興センター ホームページ（災害共済給付Web 保護者の方へ）

<https://www.jpnsport.go.jp/anken/saigai/seido/tabid/60/Default.aspx>

